

# 平成30年度事業計画

景気は穏やかに回復しているとの経済情勢ではあるものの、その実感はなく、ライドシェア問題を始め依然として予断を許さない規制改革推進会議の動きの中、働き方改革への対応や中国人による白タク問題、深刻化する乗務員不足や乗務員の高齢化の進展等ハイヤー・タクシー事業の経営環境は一段と厳しさを増しています。

このような状況下、昨年1月に実施した初乗り距離短縮運賃が輸送人員、輸送回数、運送収入とも総じて対前年同月を上回っている現状を踏まえ、引き続きタクシー業界が取り組むべき11項目について国土交通省と連携し取り組むとともに、さらなる安全、安心な輸送サービスの提供と訪日外国人を始めとする利用者利便の向上を図り公共交通機関としての役割を果たすべく以下の事業を推進してまいります。

また、2年後に迫ったオリンピック・パラリンピックについても各委員会連携のもと業界一丸となって取り組むこととしております。

## 一、経営対策

ライドシェアの参入問題など厳しい経営環境を鑑みつつ、輸送の安全確保と利用者利便の向上を念頭にタクシー事業の活性化を図りながら、次の事業を推進する。

1. 平成29年1月から導入した、初乗り距離短縮運賃の導入後の需要動向等について調査研究を行う。
2. 平成28年10月に全国ハイヤー・タクシー連合会において取りまとめられた「今後新たに取組む事項について」の11項目の中から、今後実証実験が予定されている「ダイナミックプライシング（変動迎車料金制度）」及び「定期運賃タクシー」について調査研究を行う。  
また、実証実験が終了した事前確定運賃及び相乗りタクシー運賃についても、引き続き調査研究を行う。
3. 多摩地区におけるタクシー事業の営業形態に鑑み、初乗り距離短縮運賃の導入の可能性など、運賃のあり方について調査研究を行う。
4. 事業経営の健全化および需要の拡大や経済情勢の変動に対応し得る運賃・料金のあり方について考察を行うとともに、平成31年10月に実施が予定されている消費税再改定に向けても調査研究を行う。
5. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法）による特定地域等の指定基準等をはじめとする法律および関連政省令、通達内容等の対応等について、関連委員会とともに引き続き検討する。

なお、特定地域に指定されている南多摩交通圏の状況についても引き続き注視して

いく。

6. 会員事業者の経営諸資料等を収集し、タクシーの収入及び原価の分析や需要動向についての調査研究を行うとともに、収集する諸資料の統一化についても併せて検討を行う。

## 二、広報対策

2020年のオリンピック・パラリンピック開催を見据え、昨年より実施している「距離短縮運賃」に続く新たなタクシーサービス施策を、今後も検討し、取り組んで行く中で、一般利用者に対し、より一層安全で安心なタクシーを広報していくことが依然として重要な課題となっている。

広報委員会として積極的な広報活動を通じて世論に訴えるとともに、東タク協会員事業者への広報にも努めていくための諸対策を次の通り推進する。

1. 平成29年に実施された距離短縮運賃をはじめとする東京タクシー業界の新たな取り組みのさらなるPRを推し進める。今までタクシーと比較的疎遠だった高齢者、子育て世代等への積極的なPRを継続展開する。

併せて、多摩地区においても利用者拡大に向けてPRを積極展開する。

2. マスコミからの取材協力や、関係官庁記者クラブなどに対し「東京のタクシー」など広報関係資料を定期的に配布するとともに、マスコミ、学識経験者、消費者団体及び一般利用者代表などに対し、必要に応じ業界の現状について理解を得るための広報に努める。

3. 「東京のタクシー」、「タクシーニュース」などを定期的に発行し、一般利用者に対するタクシーのイメージアップに繋がる情報提供に努めるとともに、業界内に対し「東タク協ニュース」や「東タク協かわら版」などを通じ、業界が抱える諸問題について、正確・詳細な情報提供に努める。

4. 諸外国に向け東京のタクシーをPRすべく、「LONELY PLANET」をはじめとする紙媒体、「Trip Advisor」、「Michelin Travel」などのネット媒体のような海外旅行者サイト、海外出版社などを対象に積極的な広報活動を継続実施する。

加えて従前より行っている邦人・外国人やインバウンド向けの多様なニーズに対応した協会「英語ホームページ」の更なる拡充に加え、「東京観光タクシー」や、「ユニバーサルデザイン(UD)タクシー」のような次世代タクシーの更なる利用促進を図るため、ステッカー、ホームページなどを通じ広報活動を継続実施する。

さらに、近年問題となっているいわゆる「中国版白タク」に対する調査研究を実施し、効果的な白タク対策の方向性を検討する。

5. 一般利用者への感謝の気持ちと、業界として取り組んでいる活性化策などに関するPRを継続実施していく。8月5日「タクシーの日」前後に実施するイベントとともに、

就活解禁時期に合わせた「就活応援タクシー」を実施することにより、就活生や若年層に対するタクシーの利用促進と業界イメージアップを図ることに努める。

6. スピーディーでタイムリーな情報発信を可能とするIT（ホームページ、webマガジンT's lifeやFacebook、ツイッターなど）を利用した業界の現状、公共交通機関として業界が取り組んでいる施策や最近のタクシーサービスの紹介などについて、一般利用者及びマスコミ関係などに対する情報提供に努める。
7. 羽田空港国内線及び国際線利用者の増加に伴い、より一層の乗務員のサービスレベル向上が求められるため、「羽田空港定額運賃シート」や「指差し外国語シート」などを利用した邦人・外国人利用者への接客向上に努める。

また、「羽田空港定額運賃」の更なる利用促進のためにステッカー、パンフレット、ホームページなどによるPR及び「東京国際空港ターミナル株式会社」と「日本空港ビルデング株式会社」と連携した広報活動を継続的に実施する。

8. タクシーの機動性を生かした災害情報を提供する「タクシー防災レポート車」制度については、東京都、ニッポン放送及びTBSラジオとの協力関係を継続しながら実施するとともに、警視庁や東京都など関係機関と連携して「こども」を犯罪から守るための「タクシーこども110番」制度や、ドライブレコーダーを使用した「タックン防犯情報システム」について、治安維持に努めるための広報活動を継続して実施する。
9. 「エコドライブ」、「グリーン経営」、「交通事故防止」及び「新規労働力の確保」など、業界が積極的に取り組んでいる諸対策について、関係専門委員会と連携を図りながら、業界内外に対する広報活動を推進する。
10. タクシー利用のお客様の声を、直接伺うことにより迅速に対応する「エコーカード」と、年1回実施する「1万人アンケート調査」により、タクシーに関しての意見や利用動向を調査することによって、タクシーサービスの向上に努める。

今年度は、従来からの実施を継続しながらも、実施方法や結果についても検証し、今後の方向性を検討する。

### 三、労務対策

平成30年度においては、会員事業者における良好な労使関係の維持及び適切な労務管理による健全な企業経営の確立に資するよう、下記事項を踏まえ、積極的な事業運営を図る。

1. 「働き方改革実行計画」を踏まえ策定される「働き方改革実行計画の実現に向けたアクションプラン」の目標や目標達成のために取り組む事項等をセミナーの開催などにより周知するとともに、改善事例の収集、助成金を含め会員事業場が活用できる資料の周知、及び同プランの進捗状況調査の実施などにより、目標の達成の支援に努める。
2. 「自動車運転者の労働時間等の改善基準」の遵守の徹底を図るとともに、労働時間管理の適正化、最低賃金の確実な支払い等労働関係法令の遵守及び乗務員負担制度の見

直し、累進歩合制の廃止等労務管理の適正化のため、平成29年度に労働時間部会及び賃金部会を設け検討した結果等を踏まえて、会員事業者への支援を行う。

3. 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」等労働関係法令改正に係る情報を把握し会員事業者へ提供するとともに、必要に応じ関係機関への要望・提案を行う。

4. 深刻な乗務員不足や高齢化の進展に対応するため、タクシーの新しいサービスや若年・女性労働者の環境整備などの情報発信に努める。

また、若年労働者を中心とする雇用の促進及び女性労働者の活躍が図れるよう会員に対し改善事例や助成金活用等の情報提供等を行うとともに、労働行政機関との連携による人材確保に向けた取組を行う。

5. 会員事業者における労働災害の防止のため、災害情報を情報提供するとともに、高齢化を踏まえた健康管理（メンタルヘルス対策を含む。）の確実な実施、過重労働による健康障害の防止が図られるよう、法令等の周知に努める。

また、乗務員に対する安全配慮義務を踏まえ、東京タクシー防犯協力会と連携しつつ、タクシー強盗などの防犯対策の推進に努める。

6. 平成29年度に引き続き、労務委員会の中に、労務に関する特定の課題を検討する部会を設け、業界の実情に即した労務管理改善対策を取りまとめ会員に情報を提供する。

7. 地域の労務管理水準の向上を図る等の目的で自主的に組織・運営されている各ハイタク労務研究会に対し、活動の充実が図られるよう支援する。

## 四、交通事故防止対策

「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき策定した「ハイタク事業における総合安全プラン2020」の実施目標を達成するため、関係機関、団体との連携を更に強化し、次の交通事故防止諸対策を推進する。

### 1. 交通事故防止対策の推進

#### (1) 事故削減目標

- ① 死亡事故（一当） 0件
- ② 人身事故（一当）対前年比10%減、
- ③ 飲酒運転ゼロ
- ④ 覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転ゼロ

(2) 毎月5日の「タクシー事故ゼロの日」、8日の「二輪車・自転車安全日」及び10日の「交通安全日」を継続して推進し、年間「交通死亡事故ゼロ運動」を展開する。

(3) 夜間における歩行者の信号無視・横断禁止場所横断等の事故防止対策並びに深夜帯等の路上寝込み者等の轢過事故防止対策を図るため、制限速度の遵守、前方左右の安全確認、早目のライト点灯とこまめなライト上向き走行を行い防衛運転の徹底

を図る。

また、「交通安全タクシー」制度の趣旨を十分理解し、全乗務員が路上寝込み者等の発見時の警察への110番通報と保護活動を積極的に行うよう推進する。

- (4) 乗務員、乗客に対する正しいシートベルトの着用の推進を図る。
- (5) 降積雪時におけるスタッドレスタイヤ、タイヤチェーンの装着によるスリップ事故防止対策を推進する。
- (6) 春・秋の全国交通安全運動の推進、夏季の交通事故をゼロにする運動の推進、夏季・年末年始の輸送安全総点検及びT O K Y O交通安全キャンペーンの推進を図る。
- (7) 運行管理者等を対象とした事故防止責任者講習会を東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合と合同で開催するとともに、全国交通安全運動の交通事故防止対策スローガンである「世界一の交通安全都市T O K Y Oを目指して」を周知させ、「心でやろう大作戦」を引き続き展開する。

また、春・秋の全国交通安全運動実施期間中に東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合並びに東京都個人タクシー協会と連携して、都内主要駅タクシー乗り場においてシートベルト調査指導及び乗務員に対する事故防止啓蒙活動を実施し、乗務員の事故防止意識の高揚に努める。

## 2. 関東運輸局タクシー事故防止委員会への参画

昨年度、関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課に事務局が設置され検討会が発足したことに伴い、東京地区の検討委員として、当委員会委員長が参画した。本年度も、引き続き、委員長が参画し、関東地区の事故件数削減に向けた方策の検討を進め、必要な情報の提供及び有用な情報について会員に展開する。

## 3. 関係機関等との連携

- (1) 警視庁交通部が主催するセーフティードライバー・コンテスト及びタクシードライバー交通安全教室への積極的な参加を推進する。
- (2) 関係機関、団体と連携し、追突、出会い頭、対歩行者・自転車・二輪車との事故削減方策を考究する。
- (3) 他委員会との連携により、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像型ドライブレコーダー）の安全に資する装置の活用や高齢ドライバー事故防止対策として、セーフティサポートカーSの導入を推進する。
- (4) (独)自動車事故対策機構が行う運行管理者に有用な各種適性診断及び研修等の開催情報について、周知を行なう。
- (5) タクシー乗務員の安全確保のため、東京タクシー防犯協力会と連携を密にし、自主防犯体制を充実するとともに警察当局等の実施する防犯、捜査活動に積極的に協力する。
- (6) 健康起因事故を防止するため、国土交通省のガイドライン（SAS、脳疾患）の活用を推進する。

## 4. 対面点呼等の確実な実施

運行管理者等は、死亡事故、無免許運転、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転、過労運転等の悪質運転の絶無及び車両・機器の万全を期し、アルコール検知器を使用した対面点呼等の確実な実施を推進する。

特に、省令改正により今後導入が可能となるIT機器を活用した点呼について、情報を発信し、適切な実施について情報を提供する。

#### 5. 運輸安全マネジメントへの取組み

経営トップから現場に至るまで輸送の安全確保を第一として、三位一体となって社内に安全風土・安全文化を構築するなど、安全マネジメントのPDCAサイクルに沿った事故削減の推進を図る。

#### 6. 社内研修等の推進

##### (1) 事故分析に基づく対策

- ① 交通事故総量抑制対策として、タクシー事故の特徴である「出会い頭事故」防止対策、「追突事故」防止対策を重点的に推進する。
- ② 死亡事故抑止対策として「信号無視等の歩行者との事故・路上寝込み者等の轢過事故」防止対策、「対自転車・二輪車事故」防止対策を重点的に推進する。

##### (2) 社内研修の推進

- ① 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、タクシー乗務員必携の「タクシー乗務員安全運転のしおり」、「危険ドラッグ撲滅のために」等を活用した乗務員教育の徹底を図る。
- ② ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング（KYT）やデジタル式運行記録計を使用した運転状況の問診等による安全運行教育を運転者参加・体験・実践型で推進する。

## 五、環境・車両資材対策

タクシー車両の「安全性の維持・向上」及び「環境問題への貢献」並びに「タクシー強盗等の犯罪の防止及び車内環境の改善・向上」等を図る観点から、車両資材のあり方等について検討を進め、次の諸対策を推進する。

#### 1. 当委員会内に設置した小委員会を中心として、以下の活動を行う。

- (1) タクシー車両の安全性向上のため、自動ブレーキ装置、ペダル踏み間違え時加速抑制装置、シートベルト警報装置等の情報収集に努め、その有効性を検討し、機能の改善等について、自動車メーカー等に対し要望、提言を行う。
- (2) 車内外で使用する通信機器等（特に、外国人旅行客に対するサービス向上を踏まえた通信機器。）の導入、タクシーメーターの料金の変更・多様化等に迅速かつ廉価に対応することを可能とする機器の改善、運賃の事前計算や清算が可能となる機器の開発等をそれぞれの機器メーカー、関係機関等に働きかける。

また、計量法改正を視野に入れたソフトメーターの開発等に関する情報を収集するとともに機器メーカー等に対し要望、提案を行なう。

- (3) 新たに導入が開始された新型タクシー（JapanTaxi）等の利便性・快適性の向上、車両構造の改善等について検討し、自動車メーカー等に対し要望、提言等を行う。
  - (4) タクシー強盗等車内で発生する犯罪を防止するため、最新の車内防犯カメラ等の情報を収集し、車内防犯カメラの標準規格、運用管理基準等の整備・普及を図る。
2. 自動車メーカー等が開発する自動運転車の開発状況について情報を収集し、展開する。
  3. 関東運輸局が開催する整備管理者研修資料作成検討会へ参画するとともに、東京運輸支局が開催する整備管理者研修会（選任後）の開催及び講師派遣に協力する。
  4. 交通エコロジー・モビリティ財団の行うグリーン経営の認証取得のためのセミナー開催について周知を図る。
  5. LPG燃料等購入価格調査を継続的に行い、その価格変動等を注視し、必要に応じて情報の展開を行う。

## 六、乗務員指導対策

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく地域計画で示されている、タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境作り、交通問題、都市問題の改善等を図るため、次の事業を推進する。

1. 繁華街やターミナル駅等の乗り場における交通秩序の維持
  - (1) 六本木交差点、東京駅八重洲口（外堀通り）等の違法客待ち駐車等について、東京タクシーセンターと連携のもと特別街頭指導の実施等により効果的な対応を図る。
  - (2) バスタ新宿の円滑な運用に資するため、ルールに従った適切な運用を図る。
  - (3) 関係機関や住民等からの通報によるバス停留所等都内各所における違法客待ち駐車等について、迅速、適切な対応を図る。
2. 各地区におけるタクシー乗り場等の協議  
渋谷駅街区土地区画整理事業等に伴うタクシー乗り場の変更、タクシープールの設置等について関係機関との協議を進める。
3. 銀座乗禁地区及び付近への対応
  - (1) 東京高速道路土橋入口付近、交詢社通り、新幸橋周辺等における不適正な乗車行為の防止を図る。
  - (2) 各乗り場への入路方法等について、ルール遵守の徹底を図る。
  - (3) 築地川第一駐車場を利用した銀座1号乗り場へのショットガン方式については、関係機関等と連携して適切な運用を図る。

(4) 中央通り及び晴海通りにおける駐停車禁止場所での利用客の乗降等、法令違反の根絶を図る。

#### 4. タクシー乗り場等の円滑な運用

(1) 優良タクシー乗り場として設置されている各乗り場について、円滑な運用を図る。

(2) タクシー乗り場等におけるドアサービス、トランクサービス、挨拶の励行等ホスピタリティの向上を図る。

(3) 鉄道沿線乗り場での空車待ち状態を解消するため、事業者間、関係機関との情報共有を積極的に行い、利用者利便の向上を図る。

(4) 短距離でも気持ちよく利用いただけるよう接客マナーの向上を図る。

(5) E・V・HVタクシー乗り場における供給の確保に配慮する。

#### 5. 乗務員の法令・マナー違反の根絶

(1) 飲酒運転・薬物使用運転の根絶に向け、安全管理の徹底を図る。

(2) 東京駅等におけるタクシー乗り場、タクシープール等、また、青山・芝公園タクシー調整待機所周辺等における喫煙・タバコのポイ捨てやゴミ捨てなどに関する一般市民や関係機関からの苦情が依然として跡を絶たない状況であるため、マナー向上対策及び法令、規則の遵守に関する指導の強化を図るとともに、環境美化運動を推進する。

#### 6. 羽田空港タクシー乗り場等の円滑な運用

(1) 羽田空港国際線乗り場「おもてなしレーン」(外国人旅客接遇研修修了者専用レーン)及び「UDタクシー・ワゴンタクシー専用レーン」の円滑な運用を図る。

(2) 羽田空港を利用する外国人旅行者に対するホスピタリティの向上に努める。

(3) 定額運賃の適切な運用について徹底を図る。

#### 7. 良質な乗務員の確保

悪質乗務員の他社への移動が容易である現状を改善するため、運転者記録証明の活用を徹底する。

#### 8. 大地震発生時の乗務員災害対応マニュアルの周知

大地震発生時の乗務員の対処方法等について、「乗務員災害対応マニュアル」に基づいて乗務員に周知を図る。

#### 9. 無線タクシーの資質向上等

(1) 無線従事者等に対する講習会を東京タクシー防犯協力会等と実施する。

(2) 必要に応じて無線に関する事案への対応を図る。

#### 10. 防犯対策の一層の推進

乗務員の安全確保を図る見地から、関係諸官庁及び東京タクシー防犯協力会と連携を図り、情報発信を積極的に行い、タクシー防犯活動を強力に推進する。



## 七、ハイヤー対策

安全で良質なサービスの提供とハイヤー事業の効率化・合理化や安定的な経営基盤の確立を図るため、次の事業を推進する。

1. 今後のハイヤー事業の展望に関する諸対策について、調査・検討を行う。
2. 需要の増販及び市場（マーケット）の拡大、並びに高品質なサービスの提供等について、調査・検討を行う。
3. 安全管理体制の取組みを向上させ、運輸のより一層の安全の確保を図る。
4. 多様化する顧客ニーズに対応した運賃・料金制度について、調査・検討を行う。
5. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への協力体制を構築する。
6. 羽田空港国内線・国際線ハイヤー乗り場の円滑な運営、秩序維持を図るため街頭指導を実施する。
7. 銀座ハイヤー乗り場の円滑な運営、秩序維持を図るため街頭指導を実施する。
8. 「働き方改革」について、調査・検討を行う。
9. 「羽田空港国際線増便に伴うタクシープールの運用・活用」について調査・検討を行う。

## 八、ケア輸送対策

高齢化が急速に進行する中、高齢者・障害者の社会参加の促進の観点から、安全で安心な交通手段として、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）や介護タクシーさらには一般タクシーによるケア輸送サービスが広く期待されており、高齢者や障害者等の多様なニーズに対応したケア輸送サービスの提供及びその質の向上を図るため、次の事業を推進する。

1. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法によるケア輸送のあり方等を検討するとともに、道路運送法等に規定する自家用自動車による有償旅客運送について調査研究を行う。
2. 地域における高齢化の状況等を踏まえ、高齢者や身体障害者等移動制約者の社会参加を支援するためのタクシーの役割について調査研究を行う。
3. 平成30年2月に閣議決定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（改正バリアフリー法）」及び障害者差別解消法に規定する基本方針等について調査研究を行う。
4. 市区町村で発行している障害者に対する福祉タクシー券の拡大及び統一化について関係地方自治体に要望する。
5. 福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）の導入費補助等の福祉輸送

に対する継続的な助成措置や公共施設等への乗降設備（スロープ等）設置を関係地方自治体に要望する。

また、東京都が行うユニバーサルデザインタクシーの補助制度の有効活用を促進するとともに、ユニバーサルデザインタクシーの開発及び導入の数値目標「2020年度までに10,000台」について環境・車両資材委員会との連携により推進し、ユニバーサルデザインタクシー車両に対する留意点等についても関連委員会と連携し調査研究を行う。

6. ユニバーサルデザインタクシー導入の数値目標「2020年度までに10,000台」の推進に向けて、ユニバーサルドライバー研修を開催し、積極的な参加を会員各社に要請する。開催にあたっては、公益財団法人東京タクシーセンター及び三多摩支部の実施状況等も踏まえ、効率的且つ効果的に開催する。
7. 地域公共交通確保維持改善事業（バリア解消促進等事業）に基づく、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）導入費補助金申請に必要な「生活交通改善事業計画」を策定するための協議会を関係団体等と連携し開催するとともに、関係地方自治体に対し、協議会の設置、開催を要望する。
8. 地方自治体が主宰する福祉有償運送運営協議会に参加するタクシー業界代表委員の選出、推薦、配置の調整及び研修等を実施する。

## 九、総務対策

協会組織の連携、強化並びに災害に備えた対策を講じるため、次の事業を推進する。

1. IT化構築の推進、協会業務遂行の合理化、効率化を促進するとともに、事務局組織の活性化について検討を行う。
2. 協会財務の健全化とその維持に努めるとともに、予算、決算の適切な執行を図る。
3. ハイヤー・タクシーに係る税務、保険、各種助成金制度及び交通対策等について、政党・行政機関等への要望活動を推進する。
4. 災害対策について、災害対策部会を中心に審議、検討を行うとともに、災害応急対策活動等が迅速かつ的確に実施できるよう定期的に防災訓練を実施する。
5. 協会活動の円滑化に資するため、雇用対策等の協会決定事項の徹底及び調整を図る。
6. タクシー共通乗車券の廃止に伴う清算業務等の適切な執行を図る。
7. 諸外国とのハイヤー・タクシー事業を通じて提携交流を深め、あわせて業界の発展に資する。
8. 関係官庁等に係る示達事項及び情報の把握と会員への速やかな伝達に努めるとともに、関係団体との協調活動を推進する。
9. 改正タクシー特措法に基づく地域計画に盛り込まれた項目について検討する。
10. 他の委員会に属さない事項。

## 十、適正化事業実施機関

1. 道路運送法第43条の3第1項に基づき、旅客自動車運送事業者に対する巡回指導の実施計画を東京運輸支局と連携をとり綿密に立て、巡回指導を的確かつ公正に実施し、改善を要する事業者にはきめ細かな指導を実施する。
2. 事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、過労運転（薬物使用含む）、速度超過等を防止する啓発活動を事業者及び運行管理者に対し行う。
3. 事業者に対する巡回指導において、コンプライアンス確立に向け、法令等の周知徹底を行う。
4. 協会ホームページ内に開設した適正化事業室のページに、業務用資料として関係法令等の改正、通達等を掲載し、随時更新を行なう。
5. 指導員としての資質の向上及び情報の収集のため、適正化事業に関係する各種セミナー等を積極的に聴講し、会員の管理業務に必要と思われる情報については、協会ホームページを活用し情報提供を行なう。

## 十一、2020東京オリンピック・パラリンピック対策

組織委員会や東京都が主催する「輸送連絡調整会議」「多言語対応協議会」に加え、平成29年5月に立ち上がった政府も係る「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議」にも参画し、引き続きオリンピック関連の情報収集や業界内外への広報活動を行う。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会における輸送サービスについては、組織委員会大会準備運営第二局・輸送宿泊部と協議の場を設け、具体策策定に向け話し合いを実施していく。

## 十二、タクシー活性化プロジェクトチームの活動

観光タクシーの優遇措置の拡大に向けた要請活動や需要拡大のPRを展開するとともに「東京観光タクシードライバー認定研修」及び「更新研修」の内容の見直しを行う。

また、今年度においてはドライバー向けの研修だけでなく、受注時のオペレーション等の充実を図る為の研修実施を計画する。

東京都が実施する地域限定特例通訳案内士認定研修については、引き続き推進していくこととし、英語対応が可能なドライバー（TSTiEドライバー）の育成を図る。

## 十三、新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動

タクシー乗務員の高齢化や恒常的なドライバー不足に的確に対応するとともに、若者・

女性ドライバーの採用による業界活性化に向け、大学生を中心とする若者や子育て中及び子育てを終えた女性にタクシードライバーの魅力を効果的に発信するためのチラシを作成する。

また、当該チラシを都内全ハローワークに設置依頼するほか、本年度より新たに、幅広い年齢層が出入りする「TSUTAYA」にも設置しPRを強化する。

このほか、引き続き学校訪問を行い、就職担当者と意見交換するとともにチラシの学内設置を要請する。

さらに、女性ドライバー採用に向けて、女性ならではの「笑顔」と「きめ細かいおもてなし＝やりがい」を発信するため、労務・広報委員会連携し、効果的なPR活動に努める。

#### 十四、スマホ d e タックくん活性化特別委員会の活動

平成32年度までこれまでどおりの配車サービスを行うこととし、総務委員会と事業実施団体である「タクシースマートフォン共通配車事業コンソーシアム」、みずほ情報総合研究所株式会社などと円滑な運営に資する協力をする。

#### 十五、女性タクシー経営者の会の活動

業界内外問わず講演者を招いた定例会の実施、外部施設への視察、社会貢献活動を通し、女性経営者としての知見を深め、女性ならではの有益な情報を発多方面に発信する。